

運 營 規 程

社会福祉法人福角会

指定共生型通所介護事業所

MORE

社会福祉法人福角会
指定共生型通所介護事業所 MORE
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福角会(以下「事業者」という。)が設置するMORE(以下「事業所」という。)が行う指定共生型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定共生型通所介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所は、要介護状態の利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定共生型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、前各項のほか、「松山市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定共生型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 MORE
- (2) 所在地 愛媛県松山市福角町甲1434番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤専従)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また他の従業者と協力して共生型通所介護計画の作成等を行う。

(2) 共生型通所介護従業者

生活相談員	1人以上
介護職員	4人以上
機能訓練指導員	1人以上
看護職員	1人以上
栄養士	1人以上
調理員	1人以上
医師	1人以上

① 共生型通所介護従業者は、指定共生型通所介護の業務に当たる。

- ② 生活相談員は、事業所に対する指定共生型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の共生型通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。
- ③ 介護職員は、必要な日常生活上の世話及び介護を行う。
- ④ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ⑤ 看護職員は、健康状態の確認等を行う。
- ⑥ 栄養士は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。
- ⑦ 調理員は、利用者に対する食事の調理と配膳を行う。
- ⑧ 医師は利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始については土曜日等に振り替えて実施することもある。予定は事前に通知する。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員等)

第7条 事業所の利用定員は、指定共生型通所介護と生活介護の利用者数を合計して次のとおりとする。

30名

(指定共生型通所介護の内容)

第8条 指定共生型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話及び支援
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎

(利用料等)

第9条 指定共生型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 前項のほか、次に定める費用については、利用者から支払を受けるものとするが、その費用については重要事項説明書に記載のとおりとする。

- (ア) 食事の提供に要する費用
- (イ) 複写料
- (ウ) おむつ代の実費
- (エ) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費
- (オ) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものの実費

3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定共生型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し文書で説明した上で、同意を得ることとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族等に対し文書で説明した上で、同意を得ることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定共生型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定共生型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、松山市（ただし島嶼部を除く。）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定共生型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意

事項、利用当日の健康状態等を共生型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- (1) 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること
- (3) 体調によっては、入浴等を中止する場合があること

(非常災害対策)

第12条 事業者は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、当該計画を事業所の見やすい場所に掲示する。

(衛生管理等)

- 第13条** 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう以下の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の予防のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条** 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第15条** 従業者は指定共生型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関との連携や緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、指定共生型通所介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措

置を講じるものとする。

- 3 事業者は、指定共生型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第16条 事業者は指定共生型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した指定共生型通所介護に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告するものとする。
- 5 事業者は、提供した指定共生型通所介護に係る利用者及びその家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- (3) 委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- (4) 指針の整備
- (5) 担当者の配置
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業者は、指定共生型通所介護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者又はその家族等の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束廃止委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 採用後研修 年1回以上
- 2 事業者は、指定共生型通所介護に関する記録を整備し、その完結した日から5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて別途定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 3年12月24日、第5条1項(2)、第6条1項(3)を改正する。

令和 4年 4月 1日から、第13条2項及び(1)(2)(3)を改正、第14条を新規追加する。(第14条以下1条ずつ繰り下がり)

令和 5年 4月 1日から、第5条1項(2)、第9条2項、第19条4項を改正する。

令和 6年 4月 1日から、第6条1項(3)、第9条2項を改正する。

令和 8年 4月 1日から、第9条2項を改正する。